

## いきいき茨城ゆめ国体笠間市協賛取扱要項

### 1 目的

この要項は、いきいき茨城ゆめ国体（以下「大会」という。）について協賛の申し出があった場合の取扱いに関し必要な事項を定める。

### 2 協賛の範囲

協賛の受入れは、原則として大会の広報啓発及び歓迎装飾に係る物品その他大会の運営に要する用具及び経費（以下「協賛物品等」という。）について行う。

### 3 協賛の実施方法

- (1) 協賛の受入れは、いきいき茨城ゆめ国体笠間市実行委員会（以下「実行委員会」という。）で行う。
- (2) 協賛の申込は、協賛申込書（様式第 1 号）により行う。
- (3) 協賛の受入を決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第 2 号）を協賛者に交付する。
- (4) 協賛物品等の搬入、据付、撤去等に要する費用は、原則として協賛者の負担とする。

### 4 協賛として取り扱わないもの

- (1) 大会の主旨に反するもの
- (2) 公の秩序、良俗を乱す恐れがあると認められるもの
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼす恐れがあると認められるもの
- (4) 政治活動、宗教活動に関するものであると認められるもの
- (5) 個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの
- (6) その他、実行委員会が適当でないと認めるもの

### 5 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ、協賛の表示を行うことができる。  
ただし、協賛物品等に直接表示することが不適當な場合は、その他の方法により表示をするものとする。
- (2) 前号の規定により表示をする場合は、協賛者名及び文字、イラスト等の表示方法について、実行委員会と協議し、実行委員会の承諾を得て行うものとする。

### 6 謝意の表明

協賛物品等の提供を受けたときは、協賛者に対して感謝状等を贈呈することができる。また、必要に応じて広報誌等にその旨を掲載することができる。

7 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、大会終了までとする。

8 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における協賛の取扱いについても、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

(施行期日)

1 この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号

協賛申込書

年 月 日

いきいき茨城ゆめ国体笠間市実行委員会  
会長 山口伸樹様

名 称 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

所在地 \_\_\_\_\_

笠間市で開催されるいきいき茨城ゆめ国体及び競技別リハーサル大会に対し、その趣旨に賛同し、下記のとおり協賛します。

記

項目	内容等	備考
協賛物品等名		
仕様（規格・内容）		
数量・単価		
総額（相当額）		
協賛方法	<input type="checkbox"/> 提供 ・ <input type="checkbox"/> 貸与	
引渡予定日	年 月 日	
その他特記事項		

担当者  
所属 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

様式第2号

協 賛 受 領 書

年 月 日

\_\_\_\_\_様

いきいき茨城ゆめ国体笠間市実行委員会  
会 長 山 口 伸 樹

笠間市で開催されるいきいき茨城ゆめ国体及び競技別リハーサル大会について、その趣旨にご賛同いただき、下記のとおり「協賛物品・協賛金」を受領したことを証明します。

記

項 目	内 容 等
協賛物品等名	
仕様（規格・内容）	
数量・単価	
総額（相当額）	
協賛方法	提 供 ・ 貸 与
受 領 日	年 月 日
そ の 他	